

令和 7 年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第 1 条 本方針は、令和 7 年度において本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第 2 条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第 3 条 この方針は、奈良県の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第 4 条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数（電源構成とともに開示していること。）
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況

2 加点項目

- (1) 環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）導入状況
- (2) グリーン電力証書の購入状況
- (3) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (4) 適応への取組支援

(評価)

第 5 条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表 1「奈良県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を様式 1「令和 7 年度奈良県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、脱炭素・水素社会推進課長に提出するものとする。ただし、当該年度内に報告内容に変更があった場合は、その都度脱炭素・水素社会推進課長に提出するものとする。

2 脱炭素・水素社会推進課長は、小売電気事業者から提出された様式 1 の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

3 脱炭素・水素社会推進課長は、判定の結果について、様式 2 により各所属長へ、様式 3 により評価点が基準点以上である小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格)

第 6 条 入札参加資格は次のとおりとする。

前条で定める基本項目の評価点の合計が70点以上であること。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、様式2により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、脱炭素・水素社会推進課において行う。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 奈良県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成等の情報の開示方法（※１）	①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）
-------------------	---------------------------------------

基本項目	区分	配点
①令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（kg-CO ₂ /kWh） （※2、※5）	0.000 以上 0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	0.520 以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況 （※3、※5）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況 （※4、※5）	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.0%未満	15
	3.0%以上 8.0%未満	10
	0%超 3.0%未満	5
	導入していない	0

加点項目	区分	点数
①EMS導入状況(ISO、エコアクション、KES、KEMS等)(※6)	有	10
	無	0
②グリーン電力証書購入状況(※7、※8)	有(奈良県産)	10
	無	0
③需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(※9)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
④適応への取組支援(※10)	支援している	5
	支援していない	0

- ※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、電源構成等の情報を開示していない者は、開示予定時期を明示することにより、開示したものとみなす。（開示予定時期については、「令和7年度奈良県環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書」電源構成等の情報の開示方法④その他欄に必ず記入すること。）
- ※ 2 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、小売電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）を用いることとする。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
新規参入者の参入年度及び参入の次年度における排出係数の算出については、環境省の指針に沿って評価する。ただし、環境省の指針により、評価できない場合は、以下①、②いずれかにより事業者が算定した排出係数を評価する。
① 調達実績があり、算定が可能な場合は、それに基づき排出係数を算定。
② 事業計画に基づき排出係数を算定。
なお、代替値の使用は認めないこととする。
- ※ 3-1 未利用エネルギー活用状況とは、次の算式により算定した数値をいう。
A：令和5年度の未利用のエネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）
B：令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）
令和5年度の未利用エネルギー活用状況（%）＝ A / B × 100
- ※ 3-2 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。
①工場等の廃熱又は排圧
②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
③高炉ガス又は副生ガス
- ※ 3-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- ※ 4 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の算式により算定した数値をいう。
a：令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は、令和5年度相対契約によって他者より購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）（kWh）
b：グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
c：J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
d：非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
e：非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）
f：令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）
令和5年度の再生可能エネルギー導入状況（%）＝（a + b + c + d + e） / f × 100
（ただし、a～eについては令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ※ 5 基本項目の評価には、令和5年度の数値を用いることを基本とするが、令和6年度の数値が把握できる場合には、その数値を用いることとする。ただし、基本項目の評価に用いる数値の年度は統一することとする。
- ※ 6 入札実施時におけるEMS導入状況で、評価対象となるEMSは、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」、および「KEMS」とする。ただし、令和6年度内に認証取得ができると見込める場合は、それを評価対象とする。（「令和5年度奈良県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」提出時点における申し込み状況等が分かる書類を添付すること。）

- ※ 7 令和5年4月1日から「令和7年度奈良県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には購入予約契約を含む。
- ※ 8 「グリーン電力証書購入状況」には環境配慮の観点から、証書購入と同等と脱炭素・水素社会推進課長が認める場合を含む。
- ※ 9 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。
具体的な評価内容として、
・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
・需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）
例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。
- ※ 10 過去3年間ににおいて下記事項を満たすこととする。
適応策（※）又はそれに準ずる取組を行っている奈良県内自治体への支援等
※各分野（農業・林業・水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等）の気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策。

様式 1

令和7年度奈良県環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書

称号または名称	
代表者職・氏名	
所在地	
報告書に関する 問い合わせ先(部署)	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

電源構成等の情報の開示方法

開示方法			確認資料
①ホームページ ④その他 (	②パンフレット	③チラシ)	開示状況が分かる資料

環境評価項目

環境評価項目	数値等	点数	確認資料
令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)(kg-CO ₂ /kWh)	kgCO ₂ /kWh		
令和5年度の未利用エネルギー活用状況			算出根拠となる書類
令和5年度の再生可能エネルギー導入状況			算出根拠となる書類
EMSの導入状況	導入済 ・ 未導入		登録証の写し等
グリーン電力証書購入状況	有(奈良県産) 無		証書の写し等
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる 取り組んでいない		取組が分かる書類
適応への取組支援(地域貢献)	支援している 支援していない		取組が分かる書類
合計			

奈良県脱炭素・水素社会推進課長 殿

上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

代表者・職・氏名

令和 年 月 日

各 所 属 長 殿

脱炭素・水素社会推進課長

令和7年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

このことについて、次のとおり評価結果を通知します。

	電気事業者名	点数
1		点
2		点
3		点
4		点
5		点
6		点
7		点
8		点
9		点
10		点

※基準点・・・70点

問い合わせ先
奈良県脱炭素・水素社会推進課
TEL 0742-27-8016
FAX 0742-27-5280
E-mail:energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

様式3

脱炭水第 号
令和 年 月 日

(小売電気事業者) 殿

奈良県脱炭素・水素社会推進課長

令和7年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

令和7年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に基づき令和 年 月 日
に提出された報告書を評価した結果、基準点数以上であったことを通知します。

問い合わせ先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県 脱炭素・水素社会推進課

TEL:0742-27-8016

FAX:0742-27-5280

E-mail:energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp